

公共工事における建設技能労働者の適切な賃金、労働条件の確保を求める意見書

建設業は、我が国の基幹産業として、今日まで経済活動と雇用機会の確保に貢献してきたが、元請と下請という重層的な関係の中で、他産業では常識とされる明確な賃金体系が現在も確立されておらず、仕事量の変動が直接、施工単価や労務費の引き下げにつながるなど、建設技能労働者の生活を不安定なものにしている。

ILO（国際労働機関）が1949年6月に採択した94号条約（公契約における労働条項に関する条約）では、国や自治体など公的な機関が発注する事業について、社会的に適正で、公平な水準の賃金、労働条件を確保する事を契約に明記することを義務づけており、先進国をはじめ59カ国が批准している。

日本は、いまだ批准していないため、現行の法制度の中では、国や自治体の事業に従事する労働者の賃金を適正に確保するための直接規制を行う事ができず、その結果、人件費を無視したダンピング受注等が行われていても、「最低賃金法」さえ守っていれば、関知できない状況となっている。

本来、国民、住民の生活を保障し、地域経済の振興をはかるべき国や自治体は、自ら発注する公共工事等に従事する労働者に適切な賃金が確保されるように責任を果たすべきである。

よって、国及び政府は、ILO94号条約（公契約における労働条項に関する条約）を批准し、公共工事等に携わる建設技能労働者の賃金、労働条件を適正に確保する「公契約法」を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月28日

泉南市議会